

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2023年3月25日から施行する。ただし、河南町コミュニティバス運行事業者に係る改正規定は2023年3月1日から適用し、名阪近鉄バス株式会社に係る改正規定は2023年3月13日から適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
別表第 6 号の 2 (第 59 条) IC カード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)	別表第 6 号の 2 (第 59 条) IC カード乗車券が利用できる交通事業者 (バス)
バス事業者名	バス事業者名
東日本旅客鉄道株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
(略)	(略)
山陽バス株式会社	山陽バス株式会社
広島電鉄株式会社	<u>名阪近鉄バス株式会社</u>
(略)	(略)
大阪バス株式会社	大阪バス株式会社
西日本鉄道株式会社	<u>河南町コミュニティバス運行事業者</u>
(略)	<u>防長交通株式会社</u>
北九州市交通局	西日本鉄道株式会社
九州産交バス株式会社	(略)
(略)	北九州市交通局
	<u>堀川バス株式会社</u>
	九州産交バス株式会社
	(略)
(以下略)	(以下略)